

矢吹町災害廃棄物処理計画

概要版

計画の概要と基本的事項

1 基本策定の背景と目的

近年、気候変動等の影響により全国各地で水害や地震等による大規模災害が多発しており、それは本町も例外ではありません。

水害では、阿武隈川と隈戸川やその支流沿いの住宅や農地等に多大な被害をもたらした「平成 10 年豪雨災害」「令和元年東日本台風」をはじめ、台風やゲリラ豪雨による水害は、毎年のように発生しており、また、地震では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した、マグニチュード 9.0 の「東日本大震災」は、東北地方太平洋沿岸地域だけでなく、本町においても町内全域に甚大な被害をもたらしています。

本計画は、「矢吹町地域防災計画」に基づき、災害廃棄物等の処理に係る対応についてその方策を示すものであり、なお、矢吹町地域防災計画等が見直された場合や社会情勢の変化など、必要に応じて見直しを行い、発災後の実際の運用に当たっては、現場の被害状況等を適切に判断した上で、効果的な運用を図るものです。

2 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定するものであり、「福島県災害廃棄物処理計画」、「矢吹町地域防災計画」と整合を図り、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するためのものです。

3 対象とする災害

◇対象地震

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の建物被害情報を地震災害の数値データとして使用し、想定することとしました。

◇対象水害

令和元年 10 月に発生した令和元年東日本台風（台風 19 号）による阿武隈川氾濫の被害情報を水害災害の数値データとして使用し、想定することとしました。

4 対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物を「災害廃棄物等」とし、以下に示します。

区分	内 容		
災害廃棄物等	災害廃棄物		住民が自宅内で被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）に伴い排出される家屋撤去ごみがある。
	被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭系一般廃棄物として、本町の排出ルールに基づきごみ集積所に排出される。
		避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
		し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水。

5 協力・支援体制

災害時における職員派遣、被災者の受入れ及び相互応援協定を締結している市町村等及び応急対策業務の支援団体

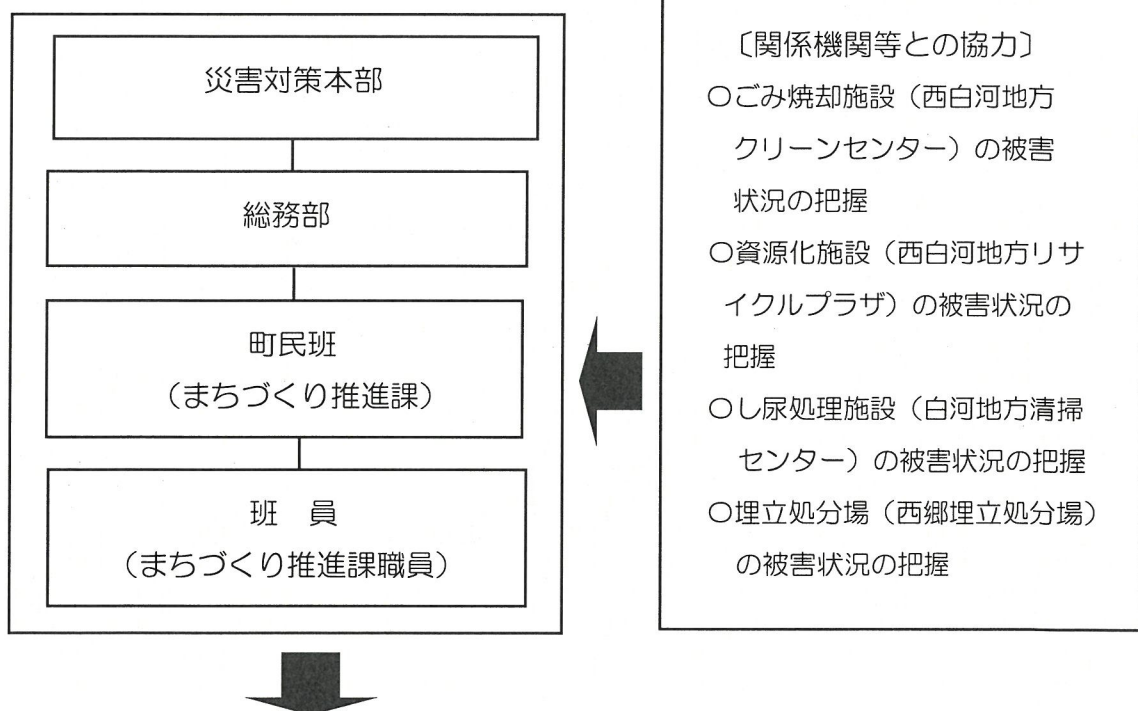
協定名	協定市町村及び支援団体	協定内容	締結年月日
福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定	福島県 福島県内市町村 福島県内一部事務組合	・資機材等の提供及びあっせん ・職員の派遣 ・災害廃棄物等の焼却、破碎等の実施及び処理業者のあっせん ・その他、災害廃棄物の処理に関し必要な行為	令和3年 6月18日

災害廃棄物対策

6 組織体制と業務内容

発災直後の非常参集等の配備体制と業務は、「矢吹町地域防災計画」で定めるとおりとする。

〈災害廃棄物処理体制〉



町民班（まちづくり推進課）

〈災害廃棄物処理実行〉

地域防災計画を基本とし、迅速な役割遂行のため町民班として、災害廃棄物に関することに対して対応する。

- ・ 災害廃棄物及びし尿の収集処理に関すること。
- ・ 災害廃棄物仮置場の設置及び管理に関すること。
- ・ 被災建造物撤去（公費解体）に関すること。

※大規模な災害（地震・水害等）が発生し、町民班で対応が困難な場合においては、関係各所へ応援を要請して柔軟に対応する。

7 災害廃棄物処理の基本方針

①衛生的かつ迅速な処理

災害で発生した廃棄物（避難所ごみ、し尿を含む。）については、公衆衛生の確保を重要事項とし、適切かつ迅速に処理を進めます。

②仮置場等の安全性の確保

災害時には廃棄物が大量に発生するため、仮置場を確保し、その運営においては、飛散、流出や火災防止対策等の必要な措置を行います。

③環境への配慮した処理

災害廃棄物の運搬や処理に当たっては、周辺の生活環境へ影響がないように進める。また、災害廃棄物の不法投棄を防止するために必要な措置を行います。

④地域全体での共同体制

災害廃棄物の分別や仮置場の管理・運営・確保等について、住民・自治会等の役割分担を明確にし、協働体制の構築を進めるとともに、地域の民間事業所等と協力して、解体、運搬、処理、資源化等を進めます。

また、工場、事業場等において発生した災害廃棄物等の発生量が多く、処理が困難な場合には、必要に応じて、県、国等への支援を要請します。

⑤白河地方広域市町村圏整備組合との連携

白河地方広域市町村圏整備組合は、ごみ処理施設の余力を把握し、本町から排出される災害廃棄物を可能な限り処理する。また、災害廃棄物の収集運搬業者及び民間処理施設の受入先の情報提供を行います。

8 災害廃棄物発生量の推計

本計画で対象とする災害のうち、地震については東日本大震災の災害廃棄物発生量の実績値を用いた推計結果、また、水害については河川氾濫（台風19号）被害に基づく推計結果を以下に示します。

対象災害	災害廃棄物発生量（t）							
	可燃物	不燃物	木くず	コンクリートがら	瓦くず	混合がら	その他	合計
東日本大震災	901	337	12,022	25,100	2,313	1,750	11,719	54,142
河川氾濫 （台風19号）	58	47	213	446	17	0	1,500	2,281

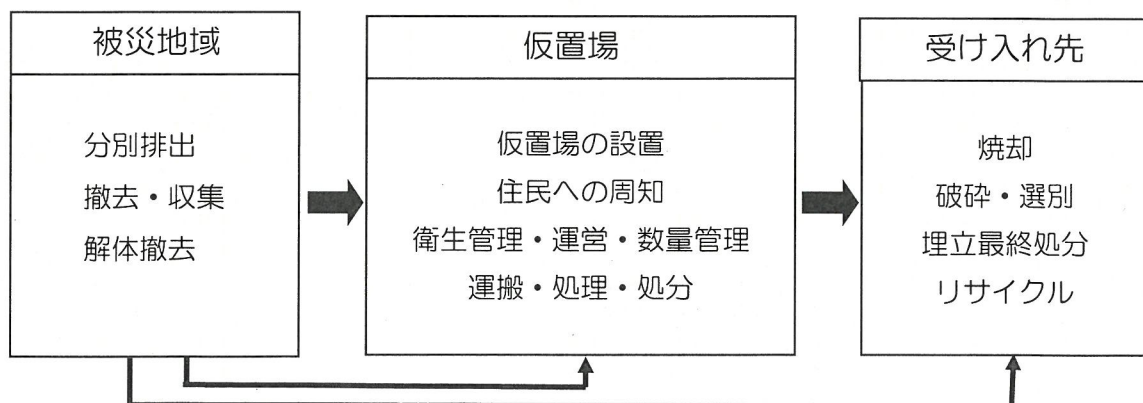
避難所ごみの発生量の推計

避難者数 ①	区分	原単位(g/人・日) ②	発生量(kg) (①×②)
675人	可燃ごみ	429	289.6
	不燃ごみ	33	22.3
	古紙類（新聞・雑誌・段ボール・紙バック・紙製容器包装等）	16	10.8
	資源ごみ（かん類・金属類、びん類 ペットボトル、プラスチック製容器包装）	59	39.8
計		537	362.5

※単位は、通常時の住民1人1日当たりの収集実績

9 災害廃棄物処理のフロー

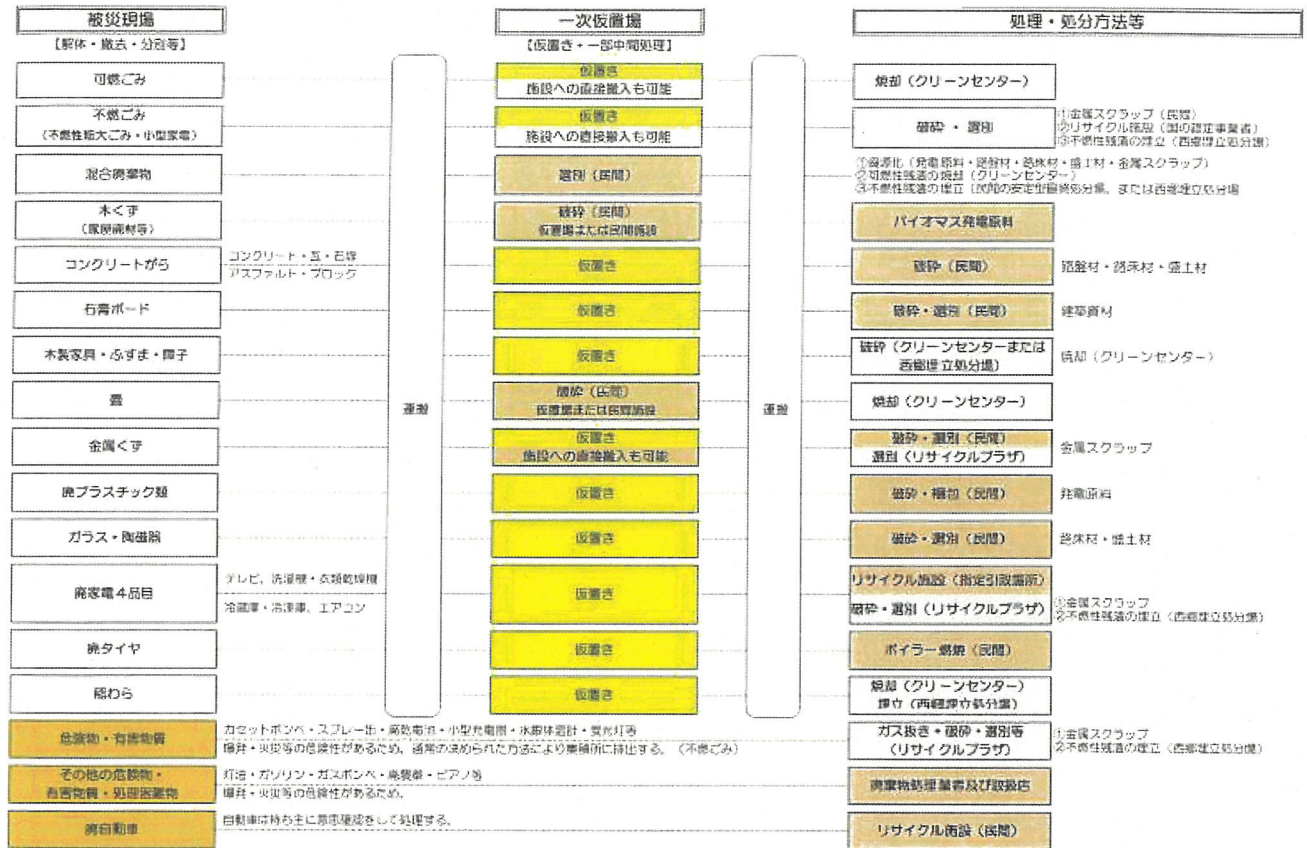
①災害廃棄物処理のフローは次のとおりです。



②種類別処理のフローは次のとおりです。

災害廃棄物の仮置場などへの持込みは分別搬入を基本として下記の処理フローにより災害廃棄物を適正に処理し、可能な限り再資源化に努める。

災害廃棄物の種類別処理フロー



10 仮置場

本町の仮置場候補地としては、町有地の空地等の情報を事前にリスト化し、発災後、被害状況に応じて速やかに対応できるように備えます。

仮置場検討フロー

